

山口県報

平成27年
3月20日
(金曜日)

目次

- 規則
 - 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………一
 - 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(こども未来課)……………二
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(こども未来課)……………四
 - 山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課)……………九
- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………九
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一
 - 漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(団体指導室)……………一
 - 保安林の指定(森林整備課)……………二
 - 漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………二
 - 漁港区域内において捨て、又は放置してはならない物件及び区域の指定(漁港漁場整備課)……………二
 - 道路の区域の変更(道路整備課)……………三
 - 道路の供用の開始(道路整備課)……………四
 - 公告
 - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………四
 - 基本測量の実施(監理課)……………五
 - 公園施設に係る指定管理者の指定(都市計画課)……………五
 - 県営住宅、改良住宅及び特定公営賃貸住宅に係る指定管理者の指定(住宅課)……………六
 - 選管告示
 - 直接請求に必要な有権者の数……………一〇

○公安委告示

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示の一部改正……………一〇

○漁管委告示

漁業法第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定による指示……………一一



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十九号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第十一条第一項中「の指定医療機関及び」を「に規定する指定医療機関、」に、「準用される」を「準用する」に改め、「指定介護機関」の下に「並びに同法第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条第一項に規定する指定助産機関及び指定医療機関」を加え、同条第二項第一号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十二條第二項」を「第四十七條第三項」に改め、同項第二十六号中「貸与業」の下に、「同条第九項に規定する再生医療等製品の販売業」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条第一項の改正規定 公布の日
- 二 第三条第二項第一号の改正規定 平成二十七年五月二十九日

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年山口県条例第三十五号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(園舎及び園庭)

第二条 条例第三条第六項の基準は、次のとおりとする。

一 園舎は、原則として二階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。

二 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この条において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第九条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)第二十六条第六号イ、ロ及びへに掲げる要件に該当するときは保育室等を二階に、前号ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であつて、第九条において準用する同規則第二十六条第六号ロからチまでに掲げる要件に該当するときは保育室等を三階以上の階に設けることができる。

三 前号ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳に満たない園児の保育の用に供するものでなければならぬ。

四 園舎及び園庭は、原則として、同一の又は隣接する敷地内に設けるものとする。

五 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める面積
 - (1) 一 学級の場合 百八十平方メートル
 - (2) 二 学級以上の場合 学級の数から二を減じた数に百平方メートルを乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積
 - ロ 満三歳に満たない園児の数に応じ、第九号イからハまでの規定により算定した面積
- 六 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める面積と

三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積

(1) 二学級以下の場合 学級の数から一を減じた数に三十平方メートルを乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積

(2) 三学級以上の場合 学級の数から三を減じた数に八十平方メートルを乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

ロ 三・三平方メートルに満二歳以上で満三歳に満たない園児の数を乗じて得た面積

七 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級の数を下つてはならない。

八 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して設けなければならない。

九 次に掲げる設備の面積は、それぞれ次に定める面積以上とする。

イ 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳に満たない園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

ロ ほふく室 三・三平方メートルに満二歳に満たない園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

ハ 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積

十 園舎には、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室及び会議室を設けるよう努めなければならない。

(学級の編制)

第三条 条例第六条の規定による学級の編制は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 一の学級の園児の数は、原則として三十人以下とすること。

二 原則として、年度の初日の前日において年齢を同じくする園児で編制すること。

(職員)

第四条 条例第七条第一項の規則で定める員数は、一人以上とする。

2 条例第七条第三項の規則で定める員数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ当該各号に定める員数を合算した員数(園長が専任でない場合にあつては、原則として当該員数に一を加えた員数)以上で、かつ、一の幼保連携型認定こども園につき二人以上とする。

一 満一歳に満たない園児 当該園児おおむね三人につき一人

二 満一歳以上で満三歳に満たない園児 当該園児おおむね六人につき一人

- 三 満三歳以上で満四歳に満たない園児 当該園児おおむね二十人につき一人
- 四 満四歳以上の園児 当該園児おおむね三十人につき一人
- 3 前項に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育（満三歳に満たない園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事するものの数をいう。
- 4 第二項第三号又は第四号に定める員数が当該園児に係る学級の数に満たないときは、当該学級の数に相当する数を当該員数とする。
- 5 条例第七条第四項の規則で定める員数は、一人以上とする。
- 6 幼保連携型認定こども園には、副園長又は教頭、主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くよう努めなければならない。
- （教育及び保育を行う期間及び時間）
- 第五条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下らないこと。
 - 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（以下「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。
 - 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、原則として一日につき八時間とすること。
- 2 前項第三号の教育及び保育の時間は、その地域における園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、園長が定めるものとする。
- （教育課程）
- 第六条 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育課程に基づく教育は、その園児の心身の状況に適合するように行わなければならない。
- （子育て支援事業等）
- 第七条 幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 2 子育て支援事業は、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。
 - 一 保護者自身の育児に係る能力の向上を積極的に支援すること。

- 二 幼保連携型認定こども園の所在する地域において子育てを支援する活動その他の様々な活動を行っている団体又は個人と連携し、その能力を活用すること。
- 3 幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業のほか、その有する教育及び保育の機能を発揮する事業を実施するよう努めなければならない。
- （揭示）
- 第八条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。
- （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の準用）
- 第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第四条（第三項ただし書を除く。）、第二十六条第六号、第二十七条及び第三十一条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	入所者の 入所者に	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）に
第四条第二項	入所者	園児
第二十六条第六号	保育室等を二階	乳児室、はふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を二階
第二十六条第六号イ	耐火建築物又は同条第九号の三に該当するものを除く。）	耐火建築物
第二十六条第六号ロ	施設又は設備	設備
第二十六条第六号ハ	施設及び設備	設備
第二十六条第六号ヘ	乳幼児	園児

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

第二十七条	条例	(平成二十六年山口県条例第三十五号)第九条において読み替えて準用する条例
第二十七条第四号	幼児	園児
第二十七条第五号	乳幼児	園児
第三十一条	入所中の乳幼児 保育	園児 教育及び保育

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(園舎及び園庭の特例)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の園舎及び園庭については、第二条第二号及び第六号の規定の適用については、同条第二号中「第九条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)第二十六条第六号イ、ロ及びへに掲げる要件に該当する」とあるのは「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であり、かつ、園児の避難上必要な設備を備える」と、「同規則」とあるのは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)」と、同条第六号イ中「面積と三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積」とあるのは「面積」とし、同条第九号ハの規定は、適用しない。

3 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の園舎についての第二条第二号の規定の適用については、同号中「第九条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」とあるのは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」とする。

4 前項に規定する場合における当該幼保連携型認定こども園の園舎の面積は、第二条第五号の規定にかかわらず、同条第九号イからハまでの規定により算定した面積を合算した面積以上とする。

5 附則第三項に規定する場合における当該幼保連携型認定こども園の園庭の面積は、第二条第六号の規定にかかわらず、三・三平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積以上とする。

6 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の又は隣接する敷地内に園庭(第二条第六号イの規定により算定した面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第四号の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できること。
- 二 園児が安全に利用できること。
- 三 園児が日常的に利用できること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(職員の特例)

7 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第四条第三項の規定の適用については、施行日から五年間は、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(平成十八年山口県規則第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「ついで、」の下に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三十三号)及び」を加え、「平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号」を「平成二十六年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第二号」に改め、「及び就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例(平成十八年山口県条例第五十五号)」を削る。

第二条の見出しを「(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請)」に改め、同条第一項中「教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書」に改め、同条第二項を削る。

第三条の見出し中「係る」の下に「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の」を加え、同条中「第五条」を「第九条」に、「教育、保育等を総合的に提供する施設の認定有効期間更新申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定有効期間更新申請書」に改める。

第六条を第十条とする。

第五条第一項中「第七条」を「第二十九条」に改め、同条第二項中「第七条第二号」を「第二十九条第二号」に改め、同条第三項中「第七条第三号」を「第二十九条第三号」に改め、同条を第九条とする。

第四条の見出しを「(認定こども園の周知事項の変更の届出)」に改め、同条第一項中「第七条第一項」を「第二十九条第一項」に、「別記第三号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条第二項中「第六条第一号」を「第二十八条第一号」に改め、同条第三項中「第六条第二号」を「第二十八条第二号」に改め、同条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

(幼保連携型認定こども園の設置等の届出)

第四条 法第十六条の規定による届出をしようとする市町は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

一 幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合 幼保連携型認定こども園設置届(別記第三号様式)

二 幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止しようとする場合 幼保連携型認定こども園廃止届(別記第三号様式)又は幼保連携型認定こども園休止届(別記第三号様式)

三 幼保連携型認定こども園の設置者の変更をしようとする場合 幼保連携型認定こども園設置者変更届(別記第三号様式)

(幼保連携型認定こども園の設置等の認可の申請)

第五条 法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分

に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

一 幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合 幼保連携型認定こども園設置認可申請書(別記第四号様式)

二 幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止しようとする場合 幼保連携型認定こども園廃止認可申請書(別記第四号様式)又は幼保連携型認定こども園休止認可申請書(別記第四号様式)

三 幼保連携型認定こども園の設置者の変更をしようとする場合 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(別記第四号様式)

(幼保連携型認定こども園の目的等の変更の届出)

第六条 省令第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、幼保連携型認定こども園目的等変更届(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の再開の届出)

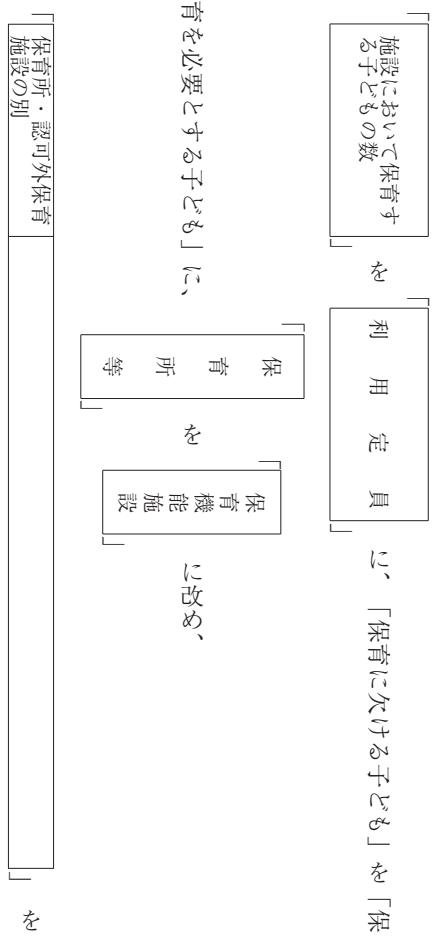
第七条 法第十六条の規定による幼保連携型認定こども園の休止の届出を行った市町又は法第十七条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の休止の認可を受けた者は、当該幼保連携型認定こども園を再開したときは、遅滞なく、幼保連携型認定こども園再開届(別記第六号様式)を知事に提出しなければならない。

別記第一号様式(その一)中「幼保連携施設」を「連携施設」及び「教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書」に、「教育、保育等を総合的に提供する施設の認定を」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を」に、



別記第一号様式(その二)中「幼保連携施設」を「連携施設」及び「教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書」に、「教育、保育等を総合的に提供する施設の認定を」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を」に、

別記第一号様式(その二)中「幼保連携施設」を「連携施設」及び「教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書」に、「教育、保育等を総合的に提供する施設の認定を」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を」に、



「施設において保育する子どもの数」は「保育に欠ける子ども」及び「保育所・認可外保育施設の別」を指し、
 「保育所等」は「保育機能施設」を指し、
 「保育に欠ける子ども」は「保育に欠ける子ども」を指し、
 「保育所・認可外保育施設の別」は「保育所・認可外保育施設の別」を指す。

第3号様式 (第4条関係)

山口県知事 様
 市町長
 設置廃止届
 園休設置者変更

下記の幼保連携型認定子ども園を
 設置廃止したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

名 称	所 在 地	区 分			計
		満3歳未満	満3歳以上	人	
利用定員		保育を必要とする子ども	人	人	人
収容定員		保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
園長となるべき者の氏名					
教育及び保育の目標並びに主な内容					
子育て支援事業のうち実施するもの					

添付書類
 設置についての届出にあつては、次に掲げる書類
 (1) 届出に係る施設が幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に適合していることを証する書類
 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書類
 2 廃止又は休止についての届出にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第17条各号 (休止についての届出にあつては、第4号を除く。) に掲げる事項を記載した書類
 3 設置者の変更についての届出にあつては、変更前及び変更後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項各号 (第7号を除く。) に掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類
 注 設置者の変更についての届出にあつては、当該設置者の変更に関する市町が連名で届け出ること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式 (第5条関係)

設置廃止認可申請書
 幼保連携型認定こども園
 設置者変更

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
 主たる所在地
 申請者の名称
 代表者の氏名
 (電話番号)

局 番

設置廃止の認可を受けたので、就学前の子
 下記の幼保連携型認定こども園の
 設置者の変更

どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に
 より、関係書類を添えて申請します。

記

名称				
所在地				
利用定員	区 分	満3歳未満	満3歳以上	計
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
収容定員	人			
園長となるべき者の氏名				
教育及び保育の目標並びに主な内容				
子育て支援事業のうち実施するもの				

添付書類

設置についての認可の申請にあつては、次に掲げる書類

- 申請に係る施設が幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に適合していることを証する書類
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第5条第1項各号に掲げる事項を記載した書類
- 廃止又は休止についての認可の申請にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第7条各号 (休止についての認可の申請にあつては、第4号を除く。) に掲げる事項を記載した書類
- 設置者の変更についての認可の申請にあつては、変更前及び変更後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第5条第1項各号 (第7号を

除く。) に掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類
 設置者の変更についての認可の申請にあつては、当該設置者の変更に関係する者が連名で申
 請すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式 (第6条関係)

幼保連携型認定こども園目的等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名
(電話 局 番)
印

下記のとおり幼保連携型認定こども園の目的等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称	
変更事項	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更予定年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式 (第7条関係)

幼保連携型認定こども園再開届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名
(電話 局 番)
印

下記のとおり幼保連携型認定こども園を再開したので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第7条の規定により届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称	
所在地	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
再開年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十二号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則（昭和四十四年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

機械加工科	二〇人
-------	-----

を削り、

同表山口県立西部高等産業技術学校の項中

木造建築科	二〇人
-------	-----

を削り、

インテリア木工科	一〇人
木造建築科	一五人
左官・タイル施工科	二〇人

木造建築科	二〇人
-------	-----

に、

建築設備科	を	空調・設備施工科	に改める。
-------	---	----------	-------

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。



山口県告示第九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年三月二十日から同年四月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び平生町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三新化学工業株式会社
住 所 柳井市柳井一五〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 三新化学工業株式会社平生工場
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五三一番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間隔 時 間
三五ーイ	一	平成二七、 四、二七	平成二七、 五、一五	平成二七、 五、一九	断 続 二〇時間 変動なし

備考 「三五ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十五号の有機ゴム薬品製造業の用に供する蒸留施設をいう。

No. 1	排水口	七	八〇六	一八〇	二三六	二七	三六	検出せず	五〇	一〇〇	二	四	一、〇二〇	一、三三〇
-------	-----	---	-----	-----	-----	----	----	------	----	-----	---	---	-------	-------

山口県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関名	所在地	廃止年月日
しながわクリニク	宇部市東琴芝二丁目五番一四号	平成二六、一二、三一
よしかわ脳神経外科クリニク	東小串二丁目一番六号	平成二七、一、〇
医療法人協愛会阿知須共立病院	山口市阿知須四一七の一	〃
浅海医院	周南市野上町二丁目二五	平成二六、一二、〇
大神診療所	大神三丁目二番七三号	〃
新南陽整形外科クリニク	政所一丁目一三番一四号	〃
堀家医院	大字徳山五六一七	〃
ときわ台歯科	宇部市常盤台二丁目一三番一〇号	〃
毛利歯科医院	小松原町二丁目一番二三号	平成二七、一、一四
有限会社はら薬局寿町店	寿町一丁目三番三四号	平成二六、一二、三一
イケダ薬局	山口市阿知須四七二七の一	平成二七、一、〇

山口県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関名	所在地	指定年月日
山口県知事	村岡 嗣政	

医療法人しながわクリニク 宇部市東琴芝二丁目五番一四号 平成二七、一、一

医療法人よしかわ脳神経外科クリニク 東小串二丁目一番六号 〃

阿知須共立病院 山口市阿知須四八四の一 〃

医療法人新南陽整形外科クリニク 周南市政所一丁目一三番一四号 〃

ときわ台歯科 宇部市上野中町一番一〇号 〃

毛利歯科医院 小松原町二丁目一番二三号 〃

ゆかたちよみ歯科 山口市黄金町四番一六号 〃

山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院 柳井市古開作一〇〇の一 平成二六、一二、〇

はら薬局寿町店 宇部市寿町一丁目三番三二号 平成二七、一、〇

イケダ薬局 山口市阿知須四七九〇の一〇 〃

ひかり薬局萩駅前店 萩市大字椿三三三七の九 平成二六、一〇、〇

指定訪問看護事業者等名	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等名	所在地	指定年月日
株式会社こころの樹	長門市東深川一三八八	訪問看護ステーションこころの樹	長門市東深川一三八八	平成二六、四、一

山口県告示第九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
小畑区域 玉江浦区域 殖生区域		総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用して営む漁業 小型いかつり漁業及び小型定置網漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市大字上小川東分字五反畠上一二七の二、一二九、一四四、五〇〇、字五反畠中一四九の一、字矢原迫八五六、八五七の一、八五七の二、八五九、八六〇、一二四二の一、一二四二の二、字梶ヶ浴八六四、八六六、一二六〇の一、一二六一、字矢原下一二三三、大字上小川西分字今山二二三、二三三、字土井二二六、大字須佐字平田一七二六の一から一七二六の三まで・三一九五の一・字岳山一七二七・一七二八・一七二九の一から一七二九の三まで・字入道ヶ迫一七三〇から一七三二まで・字錨石一七三六（以上一三筆について次の図に示す部分に限る。）、字森ノ奥一七三九の一、一七三九の三、一七四〇の一、一七四一の一、字家ノ上三一九三の一、字中畑家ノ奥三一九五、字森ノ平三一九九の三、字井手ヶ浴三三二〇の二、字森奥三六九二（次の図に示す部分に限る。）

阿武郡阿武町大字福田上字八保二四、二八、一〇五九七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字上小川東分字五反畠上五〇〇・字五反畠中一四九の一・字矢原迫八五七の二・八六〇・一二四二の二・字梶ヶ浴八六四・八六六・一二六〇の一・一二

六一・大字上小川西分字今山二二三・二三三・大字須佐字平田一七二六の一から一七二六の三まで・三一九五の一・字岳山一七二七・一七二八・一七二九の一から一七二九の三まで・字入道ヶ迫一七三〇から一七三二まで・字錨石一七三六・字森ノ奥一七四一の一・字家ノ上三一九三の一・字森ノ平三一九九の三・字森奥三六九二（以上二八筆について次の図に示す部分に限る。）
阿武郡阿武町大字福田上字八保二八・一〇五九七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十三年山口県告示第九十三号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十七年三月七日限り消滅した。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

牛島加入区

山口県告示第百二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定により、下関漁港の区域内において捨て、又は放置してはならない物件及び当該物件を捨て、又は放置してはならない区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 捨て、又は放置してはならない物件船舶
- 二 漁船以外の船舶を捨て、又は放置してはならない区域
 - (一) 北緯三三度五十分三六秒東経一三〇度五四分五四秒の点から二八五度に引いた線、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (二) マイナス七・五メートル伊崎耐震岸壁南端から一八六度に引いた線、マイナス七・〇メートル大和町岸壁西端から二五二度に引いた線及び海岸線によって囲まれた区域
 - (三) マイナス三・〇メートル伊崎岸壁西端から二二六度に引いた線、マイナス七・五メートル伊崎耐震岸壁西端から一八六度に引いた線、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (四) 伊崎防波堤一西端から二二六度に引いた線、伊崎防波堤一南端から二二六度に引いた線、伊崎防波堤一及び航路によって囲まれた区域
 - (五) 小門船溜防波堤(北側)、小門船溜防波堤(北側)南端から一四六度に引いた線、伊崎防波堤二西端から二二六度に引いた線、伊崎防波堤一、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (六) 戊伊崎物揚場南西端から一四六度に引いた線、小門船溜防波堤(南側)東端から一四六度に引いた線、小門船溜防波堤(南側)、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (七) 海士郷船溜防波堤(北側)、海士郷船溜防波堤(北側)東端から四七度に引いた線、海士郷護岸一西端から三〇五度に引いた線、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (八) 海士郷船溜防波堤(南側)東端から四七度に引いた線、海士郷船溜防波堤(南側)北端から四七度に引いた線、海士郷船溜防波堤(南側)及び航路によって囲まれた区域
 - (九) 海士郷物揚場二南東端から九〇度に引いた線、海士郷物揚場二北東端から四七度に引いた線、海士郷物揚場二及び航路によって囲まれた区域
 - (十) 南風泊東防波堤、南風泊東防波堤西端から三二一度に引いた線、マイナス三・五メートル南風泊岸壁西端から三二一度に引いた線、航路及び海岸線によって囲まれた区域(下関漁港における陸揚輸送区域及び出漁準備区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示三百四号。以下「告示」という。)で指定された陸揚輸送区域を除く。)
- 三 船舶を捨て、又は放置してはならない区域
 - (一) 下関漁港本港航路及び下関漁港(南風泊)航路の区域

- (二) 告示で指定された陸揚輸送区域及び出漁準備区域
 - (三) 伊崎防波堤二、伊崎防波堤二西端から二二六度に引いた線、伊崎防波堤一西端から二二六度に引いた線、伊崎防波堤一、伊崎防波堤一南端から二二六度に引いた線、マイナス三・〇メートル伊崎岸壁西端から二二六度に引いた線、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (四) 小門船溜防波堤、小門船溜防波堤(南側)東端から一四六度に引いた線、小門船溜防波堤(北側)南端から一四六度に引いた線、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (五) 海士郷船溜防波堤、マイナス二・五メートル海士郷船物揚場、海士郷船溜防波堤(南側)北端から四七度に引いた線、海士郷船溜防波堤(北側)東端から四七度に引いた線、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (六) 海士郷物揚場二、海士郷物揚場二北東端から四七度に引いた線、海士郷船溜防波堤(南側)東端から四七度に引いた線、海士郷船溜防波堤(南側)、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (七) 海士郷物揚場一、海士郷物揚場一(南側)東端から一〇二度に引いた線、海士郷物揚場一(北側)南端から一〇二度に引いた線、航路及び海岸線によって囲まれた区域
 - (八) マイナス三・五メートル南風泊岸壁西端から三二一度に引いた線、マイナス二・〇メートル南風泊物揚場(西側)北端から四一度に引いた線及び海岸線によって囲まれた区域
 - (九) マイナス五・五メートル伊崎船溜防波堤、伊崎防波堤一、伊崎防波堤二、小門船溜防波堤、海士郷船溜防波堤、マイナス二・五メートル海士郷物揚場、海士郷物揚場二、海士郷物揚場一、南風泊突堤及び南風泊係船岸壁の区域
- 四 指定年月日
平成二十七年四月一日

山口県告示第三百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十七年三月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 美東秋芳西寺線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
美祢市秋芳町秋吉字向ヒ田二四一四の一地先から 同市秋芳町秋吉字森ノ下二四七四の六地先まで	最狭 一一・七 最広 一七・四	最狭 一一・〇〇 最広 一三・〇〇	九八・八	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 久津小田線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
長門市油谷川尻字台二四一の一地先から 同市油谷川尻字小畑二六二の五地先まで	最狭 一三・二 最広 一三・二	最狭 一三・二 最広 一三・二	六九九・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十七年三月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
-----	---------------	---------

美東秋芳西寺線	美祢市秋芳町秋吉字向ヒ田二四一四の一地先から 同市秋芳町秋吉字森ノ下二四七四の六地先まで	平成二十七年三月二十一日
---------	---	--------------

久津小田線	長門市油谷川尻字台二四一の一地先から 同市油谷川尻字小畑二六二の五地先まで	平成二十七年三月二十一日
-------	--	--------------



(八七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年三月二十日から同年七月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグストアモリ新下関店
 所在地 下関市秋根北町九番一号
 所 住 代表者の氏名 森 信
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一
 所 住 代表者の氏名 森 信
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名 森 信
- 四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十一月十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二六〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四二台

(二) 駐輪場の収容台数

一五台

(三) 荷さばき施設の面積

三二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社ドラッグストアモリ

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十七年三月十日

(八八) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年三月二十日

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)

山口県知事 村岡 嗣 政

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(八九) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
維新百年記念公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、ラグビー・サッカー場、多目的広場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂及びその他の都市公園施設(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第三条第一項の許可をすること。

(三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第七条第一項の許可をすること。

(五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)

(八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
片添ヶ浜海浜公園	テニス場、オートキャンプ場及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	周防大島町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

周防大島町 周防大島町大字小松一二六番地二

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
萩ウェルネスパーク	野球場、多目的広場、多目的体育館及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地
 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

(九〇) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定

山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号）第四十五条の二（山口県営改良住宅条例（昭和四十一年山口県条例第三号）第三条第一項及び山口県営特定公共賃貸住宅条例（平成九年山口県条例第三号）第十三条において準用する場合を含む。）の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十七年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）並びに共同施設の名称及び設置場所
 次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

名 称	設 置 場 所
王 司 県 営 住 宅	下 関 市
楠 乃 県 営 住 宅	ク

彦島江の浦県営住宅	川棚県営住宅	第二彦島角倉県営住宅	山の田東県営住宅	白雲台県営住宅	彦島堀越県営住宅	彦島角倉県営住宅	彦島迫町県営住宅	横野県営住宅	長府県営住宅	川中西部県営住宅	川中東部県営住宅	彦島県営住宅	栄県営住宅	垢田県営住宅	綾羅木県営住宅	稗田県営住宅	中村県営住宅	安岡県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

大内御堀県営住宅	赤妻県営住宅	西大橋県営住宅	琴芝県営住宅	常盤台県営住宅	藤山県営住宅	田町県営住宅	宇部中村県営住宅	北琴芝県営住宅	岬県営住宅	西山県営住宅	中野県営住宅	小羽山県営住宅	東岐波県営住宅	鵜の島県営住宅	大沢県営住宅	西宇部県営住宅	安岡駅前県営住宅	一の宮県営住宅
〃	〃	山口市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	宇部市	〃	〃	〃

中 央 県 営 住 宅	北 山 手 県 営 住 宅	西 浦 県 営 住 宅	大 道 県 営 住 宅	高 井 県 営 住 宅	大 平 山 県 営 住 宅	西 田 中 県 営 住 宅	金 谷 県 営 住 宅	東 萩 県 営 住 宅	第 二 無 田 ヶ 原 県 営 住 宅	中 津 江 県 営 住 宅	無 田 ヶ 原 県 営 住 宅	穂 積 県 営 住 宅	吉 敷 木 崎 県 営 住 宅	上 東 県 営 住 宅	平 井 県 営 住 宅	宮 野 下 県 営 住 宅	恋 路 県 営 住 宅	平 川 県 営 住 宅	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	防 府 市	〃	〃	〃	〃	萩 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

亀 山 県 営 住 宅	今 柳 県 営 住 宅	両 家 県 営 住 宅	高 森 県 営 住 宅	今 津 県 営 住 宅	上 市 県 営 住 宅	堀 田 県 営 住 宅	第 二 浪 の 浦 県 営 住 宅	梅 ヶ 丘 県 営 住 宅	海 土 路 県 営 住 宅	黒 磯 県 営 住 宅	浪 の 浦 県 営 住 宅	山 中 県 営 住 宅	萩 谷 県 営 住 宅	花 岡 県 営 住 宅	久 保 県 営 住 宅	旗 岡 県 営 住 宅	生 野 屋 県 営 住 宅	川 瀬 県 営 住 宅	
〃	〃	光 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	岩 国 市	〃	〃	〃	〃	〃	下 松 市

周 南 県 営 住 宅	旭 ヶ 丘 県 営 住 宅	金 剛 山 県 営 住 宅	大 迫 田 県 営 住 宅	来 福 台 県 営 住 宅	西 下 領 県 営 住 宅	馬 皿 県 営 住 宅	柳 井 旭 ヶ 丘 県 営 住 宅	宮 野 県 営 住 宅	新 庄 北 県 営 住 宅	大 屋 県 営 住 宅	田 屋 県 営 住 宅	中 の 塚 県 営 住 宅	江 良 県 営 住 宅	東 深 川 県 営 住 宅	湯 本 県 営 住 宅	光 井 県 営 住 宅	島 田 県 営 住 宅	和 田 県 営 住 宅
々	々	々	周 南 市	々	美 祢 市	々	々	々	々	柳 井 市	々	々	々	々	長 門 市	々	々	々

桜 山 県 営 住 宅	本 山 県 営 住 宅	叶 松 県 営 住 宅	く し 山 県 営 住 宅	平 原 県 営 住 宅	古 開 作 県 営 住 宅	大 内 県 営 住 宅	周 陽 県 営 住 宅	第 二 金 剛 山 県 営 住 宅	湯 野 県 営 住 宅	新 堤 県 営 住 宅	福 川 南 県 営 住 宅	富 田 東 県 営 住 宅	西 柗 県 営 住 宅	ひ ば り ヶ 丘 県 営 住 宅	若 山 県 営 住 宅	慶 万 県 営 住 宅	舞 車 県 営 住 宅	瀬 ノ 上 県 営 住 宅
々	々	々	々	々	山 陽 小 野 田 市	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々

萩原県営住宅	〃
杉尻県営住宅	〃
第二古開作県営住宅	〃
稗田改良住宅	下関市
朝田特定公共賃貸住宅	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 入居者の公募に関する事。
- (二) 入居者の指導及び連絡に関する事。
- (三) 家賃及び使用料の収納に関する事。
- (四) 県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関する事。

四 指定の期間
平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間



山口県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二、三、五、三九
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二、四七、一一六
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二、四七、一一六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 一、三二 熊毛郡選挙区 一、五二 下関市選挙区 一、八二 宇部市選挙区 一、七五 山口市選挙区 一、四八 萩市選挙区 一、七三 防府市選挙区 一、八二 下松市選挙区 一、七三 岩国市選挙区 一、八二 光市選挙区 一、七三 長門市選挙区 一、八二 柳井市選挙区 一、七三 美祢市選挙区 一、八二 周南市選挙区 一、七三 山陽小野田市選挙区 一、八二
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二、四七、一一六
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二、四七、一一六
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項	二、四七、一一六



山口県公安委員会告示第五号

道路における危険を防止するため必要と認められる交通誘導警備業務に関する告示（平成十八年山口県公安委員会告示第七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年三月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成二十七年三月二十日

山口県公安委員会

表一般国道の部三二六号の項の次に次のように加える。

四三五号	全域
------	----



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十七年三月二十日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 酒井治己

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

- (一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- (二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面
- (三) 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- (四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面
- (五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- (六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- (七) 樫野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- (八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

- (九) 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- (十) 栗野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- (十一) 掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- (十二) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

平成二十七年三月二十日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市